

動薬協会発 165 号  
令和 3 年 1 月 6 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 池田 一樹  
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ発生時の円滑な防疫措置に向けた防疫体制の整備に  
ついて

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（2 消安第 4343  
号）がありましたので、お知らせします。

2 消安第4343号  
令和2年12月28日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザ発生時の円滑な防疫措置に向けた防疫体制の整備について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

写

2 消安第4343号  
令和2年12月28日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザ発生時の円滑な防疫措置に向けた防疫体制の整備  
について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

疾病発生時の円滑な防疫措置に向けた都道府県内の防疫体制については、「年末年始、春節等に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について」（令和2年12月22日付け2消安第4240号農林水産省消費・安全局長通知）等により整備強化をお願いしてきたところです。

現在国内で発生が継続して確認されている高病原性鳥インフルエンザについては、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第7の1の（4）及び2の（1）において、発生農場における農場外への病原体拡散防止措置完了後、目安として24時間以内にと殺を、72時間以内に焼埋却をそれぞれ完了することとしており、留意事項33には目安としている時間が想定している飼養規模（羽数）を記載しています。

また、防疫指針第6の4の（1）において、防疫措置に必要な人員は、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て速やかに確保することとなっていますが、同（2）において、当該都道府県内のみでは防疫措置等の実施が困難な場合には、他機関への派遣要請について動物衛生課と協議することとなっています。

今後も渡り鳥の到来シーズンが続くことから、引き続き警戒を怠らず、万が一の発生時には、農場での早期封じ込め・まん延防止対策の徹底を図ることが重要です。このため、あらかじめ災害対応に準じた全県的な体制を確立しておくことが重要であり、家畜の生産者のみならず市町村、関係機関、関係団体等との協力・連携体制を確認し、防疫措置に万全を期すようお願いいたします。

つきましては、疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な人員、防疫資材及び埋却地等の確保について、下記により緊急的な机上防疫演習を実施することにより確実な確認をお願いします。

なお、緊急机上防疫演習に当たっては、下記1の発生規模を想定し、令和3年1月15日までに実施していただきますようお願いいたします。また、下記2に留意いただき、その結果を下記3を踏まえ令和3年1月22日までに報告ください。

## 記

### 1. 想定発生規模

- (1) 肉用鶏10万羽規模
- (2) 採卵鶏6万羽規模
- (3) 貴都道府県内最大の養鶏農場（肉用、採卵にかかわらず）の飼養羽数規模

### 2. 机上防疫演習に際しての留意点

#### (1) 防疫措置完了までに必要な人員の算定

クール数、クールごとの時間、必要な人数を含めて算定。その際、①殺処分、②焼埋却、③汚染物品処理、④洗浄・消毒で分けること。

なお、1（1）及び1（2）については、貴都道府県内の人員による防疫措置を行えるよう必要人数を算定し、1（3）については、原則として農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県の家畜防疫員の派遣要請を見込んだ必要人数を算定すること。

#### (2) 作業者の動員元の確認

具体的な貴都道府県内の動員元と人数、畜産関係者に協力を求める場合は先方の連絡先と窓口を確認すること。

#### (3) 必要な資材の品目及び数量の算定

貴都道府県内の備蓄では不足する場合、調達先及び調達可能数量を具体的に記載。その際、連絡先と先方窓口を再確認すること。

#### (4) 殺処分鶏の処理の確認

焼却又は埋却の具体的な段取りについて確認すること。特に、所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合の処分方法について確認すること。焼却施設又は公有地の利用の場合は、市町村、関係機関、関係団体等の連絡先窓口を確認すること。

### 3. 結果報告

1（1）から（3）までの発生想定規模ごとに、以下の事項を報告する。

- (1) 動員元及び動員人数のリスト
- (2) 必要資材の品目及び数量のリスト
- (3) 貴都道府県の備蓄では不足する場合の購入先及び連絡先リスト
- (4) 所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合の焼却施設又は公有地の場所、関係者の連絡先リスト

以上